

# 尚美学園大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、尚美学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## II 総評

「智と愛」という建学の精神が明確に定められている。また、この建学の精神「智と愛」を受け、大学理念を「美（芸術）を尚（尊）ぶ」としている。音楽教育を通じて全人教育から発祥し、音楽のみにとどまらず情報・ビジネス・コミュニケーションそして政策へと広がり、4年制大学の開学時にその理念は「勇気・創造」につながっている。

教育研究の基本的な組織は川越、上福岡 2 つのキャンパスに、2 学部 4 学科 2 研究科を構成している。その運営を円滑に行うため、教育研究組織上の最高審議機関である代議員会や教授会、教員全体会、各種委員会、各研究科委員会などが組織化され、会議全体間の系列的な連携及び統合を図っている。

建学の精神に基づく大学の教育上の目的及び学部・学科、研究科・専攻ごとの教育目的が学則に明確に定められるとともに学生便覧・入学案内・ホームページによる公表が行われ、これらの教育目的に基づいた教育課程が適切に編成されている。

専任教員数は、大学全体・各学科において教育課程を遂行するために必要な教員の数が確保され、教員の配置は、専門分野、主要授業科目（実技系科目、講義系科目）などに配慮し、適切に対応されている。

大学の教育研究支援のための事務体制としては、教学組織と事務組織が相互に連携し、適切に対応を行っている。

理事会のもとに法人本部、大学、専門学校の組織が配置され、管理運営については寄附行為、各関連規程において明文化され、大学の教育研究、運営に携わる教職員の意思を適切に反映するように整備されている。

大学全体及び学部・学科の入試種別ごとに明確なアドミッションポリシーが定められ、学生募集要項やホームページなどに明示され、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜が適切に行なわれている。

これまでは、安定した定員充足による学生生徒等納付金収入を中心とする帰属収入をもって、財政基盤が構成されており、教育研究目的を達成するために必要な経費も確保されている。概ね収支バランスのとれた大学運営が行われているが、これからは中・長期を見通した財政の基盤づくりが必要である。

大学の校地、校舎の面積は教育研究の目的を達成するための施設として十分な配慮のもと整備、活用されている。更に、このような物的資源は地域社会に積極的に提供されている。

また、教育研究成果を、地元川越市などの地域公共団体や中学校・高等学校などの教育機関に提供し、地域社会への振興支援などの貢献を行っている。

大学の社会的機関としての組織倫理については、寄附行為、学則、会議体管理規程、事務組織規程などの諸規程に基づき、透明性、健全性、信頼性を高める体制を整え、これに沿った教育活動を求めており、これを基礎とし、適切な運営を行い、社会的責務を果たすべく努力をしている。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

「智と愛」という建学の精神が明確に定められている。また、この建学の精神を受け、大学理念を「美（芸術）を尚（尊）ぶ」としている。音楽教育を通じて全人教育から発祥し、音楽のみにとどまらず情報・ビジネス・コミュニケーションそして政策へと広がり、4年制大学の開学時にその理念は「勇気・創造」につながっている。

建学の精神及び大学の教育上の目的を学内外に明示する努力がなされている。具体的には、学則・学生便覧・履修ガイド・入学案内などに示され、キャンパス内の石碑・掲示板・電子掲示板などにより、誰の目にもつきやすい環境を作り、ホームページにも掲載して広く学内外に公開されている。

また、理事長や学長などが式典などの折に触れ、分かりやすく説明し周知徹底を図っている。入学志願者・その保護者に対しては建学の精神・大学の教育活動全般にわたって周知する努力がなされている。学生に対しては、在学生であることの誇りを醸成する一助として「建学の精神」の意義を説明している。

#### 基準 2. 教育研究組織

##### 【判定】

基準 2 を満たしている。

##### 【判定理由】

教育研究の基本的な組織は 2 学部 4 学科 2 研究科で構成されている。それを支援する機関として、メディアセンター（図書館）、コンピュータプラザ、スタジオ、国際交流センター、教職・資格課程室が設置され教育研究上の目的を実現するための支援体制が整備され

ている。更に、その運営を円滑に行うため、教育研究組織上の最高審議機関である代議員会や教授会、教員全体会、各種委員会、各研究科委員会などが組織化され、会議全体間の系列的な連携及び統合を図っている。

教養教育については、学部を越えて幅広い知識・教養が身につけられるよう両学部共通科目を設置するなどの工夫を凝らし充実を図っている。その運営や改善は教務委員会（両学部合同教務委員会）で協議し、学科会、教授会を経て代議員会において審議されている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、教育上の目的の達成及び学生の要望に迅速に対応できるよう、各会議体の関係性は明確で系列的に整備され、適切に機能している。

### 基準 3. 教育課程

#### 【判定】

基準 3 を満たしている。

#### 【判定理由】

建学の精神に基づく大学の教育上の目的及び学部・学科、研究科・専攻ごとの教育目的が学則に明確に定められるとともに学生便覧・入学案内・ホームページによる公表が行われ、これらの教育目的に基づいた教育課程が適切に編成されている。

全学部・学科を通して、教養領域を学ぶ両学部共通科目と専門領域を探究する学科専門科目をもって教育課程を構成するという編成方針のもとに、学科別専攻別に各年次において段階的、体系的に教育課程の編成が行われ、授業科目と内容が適切に設定されている。

教育内容・方法の特徴として、学修を進めていく上で根幹となる基礎演習、総合演習、卒業研究を中心とした少人数制による演習形式の授業を展開している点において工夫がみられる。

年間学事予定、授業期間は学生便覧により周知しており、授業期間、授業回数については大学設置基準に準拠し、確保されている。

芸術情報学部においては、音楽領域としてクラシックのみならず現代のニーズに合った多角的な分野を先進的に取り入れ、教育内容・方法の充実が図られている。

学生の学習状況は基礎演習などの担当教員が個々に日常的に確認しており、教育目的の達成状況の把握・点検の努力が行われている。

#### 【改善を要する点】

- ・総合政策研究科政策行政専攻のシラバスにおいて、成績評価基準が示されていないことについて、改善が必要である。

### 基準 4. 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

**【判定理由】**

大学全体及び学部・学科の入試種別ごとに明確なアドミッションポリシーが定められ、学生募集要項やホームページなどに明示され、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜が適切に行われている。

学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されている。具体的には、専任教員によるアドバイザー制度、オフィスアワー設置、ゼミ担当教員による助言や指導、事務局での窓口対応などにより、学生が相談できる機会を日常的に設けている。また、教育研究支援機関をキャンパスごとに設置し、学習内容に応じた支援体制を整備している。

学生サービス体制についても、厚生支援、経済支援、課外活動支援など学生サービス全般にわたる支援体制が整備され適切な運営がなされている。

就職・進学に対する支援体制として、キャンパスごとにキャリアセンターを設置し、専門の職員を配置し、3年次から進路決定までの間、学生一人ひとりを担当職員が支援する体制を敷き、運営も適切に行われている。

**【参考意見】**

- ・学年進行中の総合政策学部ライフマネジメント学科は、平成 21(2009)年度、入学定員を大幅に超過しており、次年度以降の速やかな対応策の実施が望まれる。

**基準 5. 教員**

**【判定】**

基準 5 を満たしている。

**【判定理由】**

専任教員数は、大学全体・各学科において大学設置基準を十分に上回っており、教育課程を遂行するために必要な教員の数が確保されている。学部・学科への教員配置は、専門分野、主要授業科目（実技系科目、講義系科目）などに配慮し、適切に対応している。

教員の採用・昇任については、方針・基準が明確に示された規程が定められており、規程に基づいて、公平性に配慮された適切な運用がなされている。

教員の教育担当時間は、規程により持ちコマ数の基準が定められているが、専任教員の1週当たりの授業担当平均時間は、個人レッスン科目について過度に高くなっている傾向が看取できる。また、TA(Teaching Assistant)制度やSA(Student Assistant)制度により大学院生や学部生が配置され、講義、演習などの教育・研究活動の補助業務や授業サポートなどにあたっている。

FD(Faculty Development)活動について更なる取組みの拡充が望まれる。平成 21(2009)年度からは全学的な研修として全教職員による「UD(University Development)推進会議」を発足させ活動している。また、学生の授業評価としてアンケートが実施されており、その結果は担当教員へフィードバックし、授業改善に反映されている。

## 基準 6. 職員

### 【判定】

基準 6 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の目的を達成するために、事務組織規程に基づき、キャンパスごとに必要な事務組織が整備されている。職員は、嘱託職員や派遣職員も含めて、必要な人数を確保し、配置している。

職員の採用・昇任・異動に関しては、規程などの整備が望まれる。採用は公募制を取り、昇任・異動については人事考課などの基礎資料を尊重し、公正・透明性には十分配慮し、適切に行われている。

平成20(2008)年度以降、職員の資質向上への取組みが体系的に行われている。その主たるプログラムは、参加を義務付ける研修（階層別集合研修、新任管理職個人研修）、希望者対象の外部主催の自己啓発研修などである。また、職員の自主的発案によるSD(Staff Development)活動も実施され、その成果を担当職務に生かしている。教員との合同による全教職員によるUD(University Development)活動に取り組んでいる。

大学の教育研究支援のための事務体制としては、教学組織と事務組織が相互に連携し、適切に対応を行っている。平成21(2009)年度より学内の教育改革を推進する基本教育構想会議が発足し、事務局から事務局長、事務局長補佐、教務担当課長の参画を求め、支援体制が強化している。

## 基準 7. 管理運営

### 【判定】

基準 7 を満たしている。

### 【判定理由】

理事会のもとに法人本部、大学、専門学校の機関が設置されている。管理運営体制については寄附行為、各関連規程において明文化され、大学の教育研究、運営に携わる教職員の意思を適切に反映するように配慮されている。

学校法人の管理運営体制は、寄附行為に則り、理事会・評議員会・監事などが整備され、機能しており、理事、評議員、監事の選考方法や人数も適切である。大学の管理運営体制は、組織的に整備され、各会議間の系列的な連携及び統合を図っており、学長、学部長、研究科長などの選考方法は規程に基づき適切に行われている。

自己点検・評価の恒常的な実施体制としては、「尚美学園大学自己評価委員会規程」に基づいて、自己評価委員会を設け、平成 15(2003)年度に自己点検・評価報告書を作成し、学内外に公表したが、その後の活動は必ずしも十分ではなかった。

学校法人と大学教学部門、事務部門との連携を円滑にするため、大学経営会議規程を定め、その会議の運営により、大学における業務執行の状況や調整、理事会への報告・提案・

審議依頼事項の整理などが行われている。また、管理部門と教学部門の連携は、理事長が学長を兼務していることもあり、効果的な運営がなされている。

**【参考意見】**

- ・自己点検・評価報告書をホームページ上で公表することが望まれる。

**基準 8. 財務**

**【判定】**

基準 8 を満たしている。

**【判定理由】**

安定した定員充足による学生生徒等納付金収入を中心とする帰属収入をもって、財政基盤が構成されており、教育研究目的を達成するために必要な経費も確保され、収支バランスのとれた大学運営が行われている。ただし、法人全体の収支バランスは均衡を欠いており、大学の帰属収支差額についてもプラスではあるが、平成16(2004)年度より減少し続けているため、収支改善のための対策が必要である。

会計処理は、学校法人会計基準及び法人の規程に基づいて適切に処理されている。公認会計士及び監事の監査は、適正に行われており、監査の結果においても、特に指摘事項はない。

財務情報の公開については、規程を整備し、閲覧請求に対応する体制を整えている。大学機関紙への掲載による公開も行われている。しかし、ホームページ上での公開は、事業報告書内での公開にとどまっている。

外部資金の導入に当たっては、補助金収入・寄附金収入・資産運用収入などの獲得に努力しており、更なる獲得に向けてさまざまな検討を行っている。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

大学の校地、校舎の面積は設置基準を上回り、教室、演習室、実習室、屋内外の体育施設、図書館、情報サービス施設など教育研究の目的を達成するための施設として整備し、活用している。また、これらの施設は総務センター職員が中心となって適切に維持、運営が行われている。

施設設備の耐震性は確保されており、一部バリアフリー対策の遅れが見られるものの、安全管理は、法令に基づいた定期的な点検や日常的な点検・保守などを実施し、学内の安全性については、人的及び機械的システムの組合わせの警備体制を整えている。

キャンパスの環境は、埼玉の川越と上福岡の両キャンパスとも学生などが利用するベンチなどの休息スペースを設置し、喫煙マナー遵守、分煙対策の実施により安心してくつろ

げる環境が整備されている。また、駅からの直通スクールバスや両キャンパス間の直通シャトルバスを運行し、キャンパスごとに食堂及び売店を設置し、高速学内LANを整備するなど、学生サービスが行き届いている。

**【参考意見】**

- ・上福岡キャンパスの設備面でのバリアフリー対策を更に推進することが望まれる。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

物的資源の提供としては、グラウンド、体育館(2000年記念館)などの運動施設や教室などを、教育関連団体の会合、各種検定試験会場、地域イベント、地域の小中高等学校、地域のスポーツサークルなどに積極的に提供している。人的資源の提供においては、教育研究成果を、地元川越市などの地域公共団体や中学校・高等学校などの教育機関に提供し、地域社会への振興支援などの貢献を行っている。

平成21(2009)年4月には、「尚美総合芸術センター」を川越キャンパス内に設置し、今後、当センターを中心として生涯学習支援、地域間文化交流、異文化交流を推進するための企画・運営を行うこととなっている。

企業などとの連携には、インターンシップの実施、地方公共団体などとの業務委託、国や地方公共団体への教員派遣などの実施がある。他大学との連携に関しては、地元埼玉県内の大学組織である「彩の国大学コンソーシアム」に参加し、単位互換制度を設けている。また、キャリア指導の関連で県内他大学との連携を図っている。

地域社会との協力関係は、川越市と連携し、シティカレッジ（市民大学講座）の開講に協力し、地域で行われるイベントへの在学生参加による地域貢献も積極的に推進している。

**基準 11. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

大学の社会的機関としての組織倫理については、寄附行為、学則、「会議体管理規程」「事務組織規程」などの諸規程に基づき、透明性、健全性、信頼性を高める体制を整え、これを基礎とし、適切な運営を行い、社会的責務を果たすべく努力をしている。ただし、法令遵守に関する規程や組織倫理にかかる規程類の整備が不十分である。

学生及び教職員の安全確保として、学生や教職員の心身の健康管理、ハラスメント防止、個人情報管理、災害対策などの危機管理について、規程や基準を整備し体制を整えており、適切に機能している。

## 尚美学園大学

教育研究の成果の公表・広報活動の体制については、各学部による研究紀要の発行、学報やホームページへの掲載、入学案内や教員紹介パンフレットの配布などにより、学内外に公表している。

